

令和 5 年度 保育施設指導検査実施方針

1 基本方針

区は、令和 2 年 3 月に「文の京総合戦略」を策定し、計画期間における重要性・緊急性の高い主要課題の 1 つとして「保育サービス量の拡充・保育の質の向上」を掲げ、取組を進めてきた。計画期間最終年度にあたる今年度は、こども家庭庁が設立されるとともに、こども基本法が施行されるなど、すべてのこどもが将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するための取組が一層求められている。

保育の質の向上のため、専門職員による巡回指導と合わせ、一般指導検査及び特別指導検査（以下「指導検査」という。）の果たす役割は一層重要なものとなっている。

以上のことを踏まえ、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は認可外保育施設を運営する法人事業者に対する一般指導検査については、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例や、文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等関係法令に照らして、適正に実施されているかを確認の上、改善指導等を行い、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施を確保することに主眼を置いて実施する。

また、重大な法令違反や虐待等、不適切なサービス提供の疑いがある場合には、社会福祉施設の社会的使命に対する信頼の維持・確保及び利用者保護に主眼を置いて、速やかに特別指導検査を実施する。

認可保育所及び認可外保育施設に対する指導検査の実施に当たっては、東京都（以下「都」という。）と密接な連携を図ることとし、都と区がそれぞれ効果的・効率的に指導検査を実施するため、連携の充実・強化を図る。また、指導検査の充実に向け、都その他地方公共団体と必要な協力を行う。

2 一般指導検査の重点項目

(1) 運営関係

ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- (イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- (エ) 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア) 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- (イ) 安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施並びに消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

(2) 保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

(ア) 子供の人権に十分配慮するとともに、子供一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。

(イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

(ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。

(イ) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

(ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

(イ) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。

(ウ) プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他、保育中の事故防止に配慮しているか。

(エ) 上記(ア)から(ウ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。

(オ) 食中毒・感染症(特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス)予防対策が徹底されているか。

(3) 会計関係

(主に認可保育所等)

ア 適切な会計処理の徹底

(ア) 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。

(イ) 計算書類等が適正に作成されているか。

(ウ) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

イ 管理組織の確立

(ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。

(イ) 資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

(ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。

(イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

3 特別指導検査の重点項目

(1) 運営関係

法令等を順守した施設運営を行っているか。

(2) 保育内容関係

保育内容は、入所する児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。

(3) 会計関係

会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

4 実施計画

(1) 対象施設

- ア 特定教育・保育施設
- イ 特定地域型保育事業者
- ウ 認可外保育施設

(2) 実施形態

ア 一般指導検査

(ア) 実施方法

施設種別ごとに日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き、実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。なお、当該施設検査と併せて、適宜、社会福祉法人検査を合同実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの検査員は、原則として2人以上とする。また、施設の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。詳細な体制は、要綱第10条第4項のとおりとする。

(エ) 実施通知

「文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者及び認可外保育施設指導検査事務取扱要領」（平成29年10月10日付29文子幼第555号。以下「要領」という。）第4条(1)の規定に基づき通知する。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象については、以下のとおりとする。

- a 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者
原則として、年度当初に決定する。
- b 認可外保育施設
指導検査実施時に、随時決定する。

イ 特別指導検査

(ア) 実施方法

施設ごとに適宜日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴いて実施する。また、必要に応じ、施設の関係者の来庁を求め、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。なお、当該施設検査と併せて、適宜、社会福祉法人検査を合同実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの検査員は、原則として特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者にあつては4人以上、認可外保育施設にあつては2人以上とする。また、

施設の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。詳細な体制は、要綱第12条第2項のとおりとする。なお、必要により、都との合同実施とする。

(エ) 実施通知

要領第5条(1)の規定に基づき通知する。

(3) 全体計画の作成時期

原則として、当該指導検査を実施する年度の前年度末までに策定する。

(4) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和5年4月1日時点で現存する施設とする。ただし、年度途中に開設した施設については、必要があると認められた場合、指導検査の対象とする。

イ 選定方法

(ア) 過去の指導検査において、指摘事項の改善が図られていない施設

(イ) 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設

(ウ) 新規に開設された施設

(エ) 相当の期間にわたって、指導検査を実施していない施設

(オ) 財務分析結果等の課題のある社会福祉法人が運営する施設。ただし、当該施設及び社会福祉法人の指導検査を併せて所管するものに限る。(認可外保育施設を除く。)

(カ) 福祉サービス第三者評価を受審していない施設、又は当該評価結果において問題がある施設(認可外保育施設を除く。)

(キ) 新たに民間委託された施設、指定管理者制度が導入された施設(認可外保育施設を除く。)

(ク) 当該施設を運営する社会福祉法人が指導検査の時期に当たる施設。ただし、当該施設及び社会福祉法人の指導検査を併せて所管するものに限る。(認可外保育施設を除く。)

(ケ) その他指導検査の実施が必要と判断される施設

5 関係団体等との連携

(1) 都

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく都の实地検査と子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく区の指導検査との合同実施を行う。

イ 前項のほか、都の实地検査において区職員が立ち会う。

(2) 国

法令・基準の解釈や運用の仕方、個々の案件における課題等について、適宜情報の交換を行い、施設指導の立場から連携を図る。

(3) 社会福祉法人の運営指導所管

ア 福祉部福祉政策課が行う当該社会福祉法人に対する指導検査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。

イ 前項の社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する施設の指導検査結果等については、相互に必要な情報の交換を行う。